

令和7年度 阪南市立保育所 会計年度任用職員（保育士） 登録者募集要項

こども未来部 こども政策課

市内の公立保育所での保育や職務に必要な熱意を有する方を募集します。

※選考を経て登録者名簿に登録された方より必要数に応じて、任用します。

※会計年度任用職員として採用されると、一般職の地方公務員となり、服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。

- 1、職 種 保育士（クラス担任・フリー保育士・障がい児加配保育士）
- 2、勤務内容 クラス担任…クラス運営に携わる(保育計画作成、保育リーダー)
フリー保育士…週休代替(各クラスに入る)、子育て支援、延長保育等
障がい児加配保育士…障がい児数名の支援(日々の計画、記録等)
- 3、任用期間 勤務開始日～令和8年3月31日
(※年度ごとの任用となります。勤務実績に応じて再度任用される場合があります。)
- 4、資 格 保育士資格（国家戦略特別区地域限定保育士を含む）を有する方
地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない方。
【欠格条項】
 - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 阪南市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。

※採用にあたっては、児童福祉法に基づき、データベース（保育士特定登録取消者管理システム）を活用することとし、児童に性暴力等を行ったこと等が判明した場合には採用されないことがあります。

5、任用条件

勤務日	月～土曜日のうち週5日勤務（シフト制） (日曜・国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末・年始は休み)		
勤務時間	<table style="border: none;"> <tr> <td style="border: none;"> 8:00～16:00 8:30～16:30 9:30～17:30 10:00～18:00 </td> <td style="border: none; vertical-align: middle;"> } 変則勤務有り (所定労働時間7時間15分 休憩45分) </td> </tr> </table>	8:00～16:00 8:30～16:30 9:30～17:30 10:00～18:00	} 変則勤務有り (所定労働時間7時間15分 休憩45分)
8:00～16:00 8:30～16:30 9:30～17:30 10:00～18:00	} 変則勤務有り (所定労働時間7時間15分 休憩45分)		
勤務場所	阪南市立保育所（石田保育所、下荘保育所のいずれか）		
報酬等	月額 228,136円～（時給1,498円）地域手当相当分含む ※採用されるまでの職歴によって、市の規定により一部経験加算あり。		
各種手当	条件を満たす場合は、費用弁償（通勤費）、期末手当、勤勉手当の支給があります。 車通勤の場合は自己負担により保育所敷地外で駐車場の確保が必要です。 (徒歩及び通勤距離2km未満は支給対象外)		
休暇	任用期間や勤務日数に応じて、年次有給休暇や特別休暇（忌引休暇など）があります。		
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険（労災）が適用されます。		

*その他、勤務条件について、協議を要するときは、こども政策課長と保育所長で協議いたします。